〔様式第１号〕

　　年　　月　　日

大　阪　市　長　様

所在地

名　　　　称

代表者の氏名

大阪市老人クラブ育成補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請額及びその算出の基礎

申請額　　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助金交付対象事業の名称、目的及び内容

　(1)　名称

　(2)　目的

　(3)　内容

３　補助事業等の開始日及び完了予定日

　　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

４　添付書類

(1)　事業計画書

(2)　収支予算書

(3)　老人クラブ数・会員数の確認ができるもの

（第４条第２号に定める経費にかかる補助金を申請する場合は除く）

〔様式第２号〕

大阪市指令福祉第　　　　号

　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市老人クラブ育成補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました大阪市老人クラブ育成補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

記

１　補助金交付額　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助金交付の条件

(1)　補助金交付対象事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱第１０条第２項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(2)　補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4)　市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。

(5)　その他、大阪市補助金等交付規則（平成１８年大阪市規則第７号。以下「市交付規則」という。）及び大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

３　その他

(1)　 市交付規則第１１条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から５年間保存すること。

(2) 　本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して１０日以内に申請の取下げをすることができる。

〔様式第３号〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市指令福祉第　　　　号

　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市老人クラブ育成補助金不交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請のありました大阪市老人クラブ育成補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

１　交付しない理由

〔様式第４号〕

　　年　　月　　日

大阪市長　様

所在地

名　　　　称

代表者の氏名

大阪市老人クラブ育成補助金交付申請取下書

　　年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　　　号にて通知のありました大阪市老人クラブ育成補助金の交付決定については、大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

１　補助金交付決定通知書を受け取った日　　　　　　　年　　月　　日

２　取下げの理由

〔様式第５号〕

　　年　　月　　日

大阪市長　様

所在地

名　　　　称

代表者の氏名

大阪市老人クラブ育成補助金　補助事業変更承認申請書

　　年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり承認を申請します。

記

１　変更する内容及びその理由

〔様式第６号〕

　　年　　月　　日

大阪市長　様

所在地

名　　　　称

代表者の氏名

大阪市老人クラブ育成補助金　補助事業中止・廃止承認申請書

　　年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

記

１　中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

〔様式第７号〕

大阪市指令福祉第　　　　号

　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市老人クラブ育成補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

　　年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　　　号にて交付決定しました大阪市老人クラブ育成補助金については、大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱第１１条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

記

１　取消・変更の内容

２　取消・変更の理由

〔様式第８号〕

　　年　　月　　日

　大　阪　市　長　様

所在地

名　　　　称

代表者の氏名

大阪市老人クラブ育成補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱第１４条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

１　補助金交付対象事業の名称

２　補助金の予定金額　　　金　　　　　　　　　　円

３　添付書類

(1)　収支決算書

(2)　事業実績報告書

　　（老人クラブ研修会を実施した場合は、研修記録及びアンケート結果を含む。）

(3)　領収書

〔様式第９号〕

大福祉第　　　　　　号

　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市老人クラブ育成補助金額確定通知書

　　年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　　　号にて交付決定しました大阪市老人クラブ育成補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので、大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱第１５条の規定により、通知します。

記

１　確定金額　　　金　　　　　　　　　　円

〔様式第１０号〕

　　年　　月　　日

　大　阪　市　長　様

所在地

名　　　　称

代表者の氏名

大阪市老人クラブ育成補助金精算報告書

　　年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　　　号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱第１６条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

記

１　精算内容　　受領額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

　　　　　　支出額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

　　　　　　差引余剰（又は不足）額　　金　　　　　　　　円

２　添付書類

　(1)　収支決算書

〔様式第１１号〕

大阪市指令福祉第　　　　号

　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市老人クラブ育成補助金交付決定取消書

　　年　　月　　日付け大阪市指令福祉第　　　　号にて交付決定しました大阪市老人クラブ育成補助金については、次のとおり取り消しましたので、大阪市老人クラブ育成補助金交付要綱第１７条の規定により通知します。

記

１　取消の内容

２　取消の理由